

平成24年第4回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

平成24年12月10日(月曜日)第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 3号 砂川市高齢者いきいき支え合い条例の制定について

議案第 4号 砂川市暴力団排除条例の制定について

議案第 5号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算

散会宣告

○出席委員(12名)

委員長 小黒 弘 君
委員 一ノ瀬 弘 昭 君
増山 裕 司 君
水島 美喜子 君
北谷 文 夫 君
沢田 広 志 君

副委員長 多比良 和 伸 君
委員 飯澤 明 彦 君
増井 浩 一 君
土田 政 己 君
尾崎 静 夫 君
辻 勲 君
(議長 東 英 男)

○欠席委員(1名)

委員 増田 吉 章 君

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 善岡 雅 文
砂川市監査委員 奥山 昭

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長 角 丸 誠 一
総務部長 湯 浅 克 己
兼 会計管理
総務課長 安 田 貢

広報広聴課長
 まちづくり協働課長
 税務課長
 会計課長
 市民部長
 市民生活課長
 社会福祉課長
 兼子ども通園センター所長
 介護福祉課長
 兼ふれあいセンター所長
 経済部長
 経済部審議監
 商工労働観光課長
 農政課長
 建設部長
 建設部審議監
 建設部技監
 土木課長
 建築住宅課長
 建築住宅課副審議監
 建築住宅課副審議監
 市立病院事務局長
 市立病院事務局審議監
 市立病院事務局審議監
 兼改築推進課長
 管理課長
 医事課長
 地域医療連携課長
 附属看護専門学校副審議監

熊崎一弘
 近藤恭史
 峯田和興
 福井哲生
 高橋豊
 福士勇治
 橋正紀
 中村一久
 栗井久司
 田伏清巳
 河原希之
 小林哲也
 金田芳一
 古木信繁
 山梨政己
 荒木政宏
 佐藤武雄
 金丸秀樹
 渋谷正人
 小俣正憲
 佐藤治
 氏家実
 山田基
 細川仁
 山川和弘
 佐々木裕二

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 長
 教 育 次 長
 兼スポーツ振興課長
 学 務 課 長
 社 会 教 育 課 長
 兼 公 民 館 長
 兼 図 書 館 長

井上克也
 森下敏彦
 和泉肇
 山下克己

- 学校給食センター所長 橋 加奈子
4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者
 監査事務局局長 中 出 利 明
5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者
 選挙管理委員会事務局長 湯 浅 克 己
 選挙管理委員会事務局次長 安 田 貢
6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者
 農業委員会事務局長 栗 井 久 司
 農業委員会事務局次長 小 林 哲 也
7. 本委員会の事務に従事する者
 事 務 局 長 河 端 一 寿
 事 務 局 次 長 高 橋 伸 二
 事 務 局 主 幹 佐 々 木 純 人
 事 務 局 主 幹 吉 川 美 幸

開会 午後 1時39分

開会宣告

○議長 東 英男君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

正・副委員長の互選

○議長 東 英男君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

予算審査特別委員長には小黒弘委員、同副委員長には多比良和伸委員を指名します。

休憩 午後 1時40分

〔委員長 小黒 弘君 着席〕

再開 午後 1時40分

○委員長 小黒 弘君 ここでお諮りを申し上げます。

本日の委員会に村上新一氏から委員会傍聴の申し出がありました。このことについて許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定をしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時41分

○委員長 小黒 弘君 休憩中の委員会を開きます。

開議宣告

○委員長 小黒 弘君 直ちに議事に入ります。

○委員長 小黒 弘君 本委員会に付託されました議案第3号 砂川市高齢者いきいき支え合い条例の制定について、議案第4号 砂川市暴力団排除条例の制定について、議案第5号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算の5件を一括議題といたします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款・項ごとに、続いて歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入・歳出を一括審査する方法を進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第3号 砂川市高齢者いきいき支え合い条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 それでは、細かいことも含めて質疑をさせていただきます。

先ほど本会議場でいろいろ質疑がありまして、この砂川市高齢者いきいき支え合い条例には主に2つの点があるわけでありまして、これまでシンポジウムなどが開かれて私たちも参加をさせていただいて、いろいろお話を聞いたのですが、今全国のどこでもそうですけれども、市長が言われたように高齢化の中で孤独死というか、孤立死というか、どちらの言葉もあるようですけれども、そういうことをさせないためにということで各種いろんな取り組みがされているのですけれども、これはここではいきいき支え合うということと、それから情報提供という2つにこの条例では分かれていますのですが、その辺の主な目的はやっぱりそういうお年寄りが都会では孤立して1週間もわからなかったとか、砂川市内でも何日かわからなかったというのが今までもあったのですけれども、そういうことをさせないということが大きな目標になっているのかどうか、そこをもうちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 条例の目的ということでございます。砂川市も高齢化が32%を超えまして、またひとり暮らしの高齢者の方も1,000世帯を超えるというような状況でございます。孤立死を防ぐのも一つの目的となっております。この条例が可決されましたら、25年度4月から市と包括、民生委員、町内会が連携を図りながら、各地域それぞれの本当に支援が必要な高齢者の方がどの程度いるのかというようなことを把握した上で、その地域に合った見守りの体制を構築していきたいというふうに考えております。その中で、おひとり暮らし、孤立死、孤独死するおそれのある方、そういった方も十分に把握して、その方についても見守っていききたいと。その一つの道具として今回の情報の提供があるということでございます。現在もう既に名簿の作成、町内会の中で高齢者の方の存在、ひとり暮らしの高齢者の方の存在、おわりの町内会もあるかと思いますが、一部にはまだ名簿ができていないといったような町内会もございますし、この情報提供には本人同意事項も加えて情報提供しようということでございますので、この本人同意事項によってそれぞれ情報共有化されまして高齢者の孤立死、孤独死を防ぐというような意味合いも持っております。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 本会議場でもありましたように今回は初めての条例ですから、これからいろいろ充実されていかれるのだというふうに思いますけれども、私どももいろいろ先進

地を視察させてもらったり、いろいろなお話を聞かせていただいて、ご承知のとおり今は孤立死なり孤独死なりいろんなことで北海道でもいろいろ、最近も事件がありましたけれども、必ずしも高齢者でない方もあったりして、最初は高齢者というふうにしたのだけれども、高齢者等をつけて、高齢者となれば65歳以上というふうに限られるのですけれども、65歳以下であっても障害があつたり、あるいはひとり暮らしでおられたりする人たちについてもやっぱり地域で支え合っていくというのが必要でないかということで、あるまちでは最初は高齢者でいったのだけれども、高齢者等もつけて支え合うような状況にしていったという状況もあるのです。ですから、支え合うとすれば高齢者が中心ですけれども、でも高齢者でない方も含めて、私たちは地域のことも課長にはいろいろお話ししたこともあるのですが、必ずしも65歳にならない方でひとり暮らしとか、いろんな方も60前後でいらっしゃる方もいるものですから、そういった場合についてはどんな状況になるのかなと思って、例えば名簿の対象にはならないという、この条例ではならないだろうし、また支え合う対象にはならないのかどうなのか、その辺の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、高齢者以外という話もございますので、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思いますが、まずこの条例につきましては65歳以上の高齢者ということで限定をさせていただいております。ですから、高齢者についていきいき活動、支え合い活動を行っていくということではございますけれども、ただ地域におきましては65歳未満の方でももう既に例えば名簿をつくって見守り活動をしているというようなところもあると思いますし、時代の流れによってこれはもう障害者も含めた取り組みというのは、先日障害者姉妹の孤立死というのが札幌でございましたけれども、こういうことを考えますと、もちろんこの高齢者の部分にプラスしていかなければならないというふうには考えております。ただ、今回はこの条例に基づいて65歳以上の高齢者ということにさせていただきますけれども、ただ平成25年の4月以降にはこの見守りの中で、さらに必要な方がいる場合に実際にピックアップされないようなところも含めて十分に検討をさせていただいて、その部分については早い時期に何らかの方策、方向性を出していきたいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 わかりました。私も市長が言われましたように、今高齢化社会を迎えてこの条例をつくることは大変重要なことだというふうに思っておりますし、それからまた町内会によっては市長が言われるようにさまざま違いがあるのです。私たちの地域では地域でもお互いに町内会でも話し合いもしたり、いろんなことをしているのですけれども、ご承知のとおり市長も言われましたように農村地域では数も少ないし、必ずしも名簿をつくらなくても全てわかり切っているという状況もあつたりして、ただ支え合う仕組みをど

うするかというのは皆さんこれからもみんなで知恵を出し合っていかなければならないことですが、これはやはり地域に住む皆さんにそういう意識を持っていただかなければならないのだというふうに思うのです。そういう意味では、市民の役割というところがあるのですが、ここをやっぴりどう多くの市民の皆さんに理解をしていただいて徹底していくのかということが非常に大事なことで、本当にみんなで支え合っていくし、助け合ってやっていこうという仕組みづくりというのは非常に大変なことなのだけでも、しかしそれをつくっていかないとやっぱり支え合っていけないのではないかと思います。その辺で先ほどは市の担当者も決められたことですから、今後条例ができた後、町内会の皆さんやら包括支援センターの方々と一緒に町内会の中に入って行って、そういう仕組みづくりや意識の徹底を図っていかれるのだと思いますけれども、全体として広報だけでなくもっと市民の意識高揚のために取り組んでほしいと思っておりますけれども、その辺どんなようなことか、もし考えがあればお伺いします。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 来年の4月からの施行という予定でございます。今委員さんおっしゃられたとおり、もちろん広報、ホームページ等を通して市民の方に対して周知意識の高揚、醸成を図っていききたいというふうに考えておりますし、また町内会、民生委員さん、また社協の理事さん等々に関しても条例の制定後ご説明に入りたいというふうに思っております。また、新年度市内の事業者と協定を結びます。それは、高齢者の異変に気づいたときに包括に連絡してもらおうような取り決めをしたいというふうに思っております。こちらについては、当然お仕事をされている方が中心になろうと思っております。そういった中で、若い世代の方にも高齢者の見守り、気づき活動を通して高齢者の見守りの意識の高揚を図っていききたい。その意識の高揚が地元に戻りましたら、またその地域の町内会の活動にもつながっていくのではないかとこのように思っておりますので、その部分も含めて事業者との気づきの活動についても積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 わかりました。私も非常に気になっていたのですが、委員会でも申し上げましたように、せっかく大事な条例であったのだけれども、パブリックコメントをしたら1件しか市民から意見がなかったという、委員会でも質疑させていただきましたけれども、やっぱりいろいろ原因はあるのだらうと思いますけれども、必ずしも市民の皆さんの関心があるのかないのかというのがよくわからないので、もっとたくさんの方の意見があってもよかったなと私は思っているのだけれども、たった1件しかなかったというような状況でもありますものですから、せっかく条例をつくってもやっぱり条例を生かしていく状況にぜひなっていたきたいというふうに思っておりますし、やはり子供たち、それから今課長が言われた若い人たちにそういう意識を持ってもらって、みんなでやっぱり地域

を支えていく状況をつくるようにぜひ皆さんも努力してほしいし、私たちも地域で頑張っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、若干聞かせてもらいたいと思いますし、条例の中身のこともものですから、ちょっと理解できない部分もあるかと思っておりますので、理解させていただきたいと思うのですが、まず第5条、市民の役割ということで、これは市民の責務ではないというふうに私は理解しているのですけれども、これは努めるとともに、要するに努力をしてほしいということをやっているのだらうなと思うのですけれども、せっかくこれ条例が制定されて、万が一孤独死とか孤立死が発生してしまったといったときの市民の役割としての関係がどこまでなのかなというのを、もし市のほうで考えていることがあるのだらうら、考え方を聞かせていただけないかなというふうに思います。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 この件につきましては、町内会長さんとお話をさせていただいたときにもそのような話が若干出たこともございます。事実市民の役割ということで5条にいきいき支え合い活動ということがうたわれておりますが、これはあくまでも市から市民の皆さんに対して、このような活動を行政と市民が協働の理念のもとで取り組んでいきたいと思いますということをやったもので、孤立死、孤独死があった場合に町内会長さんであるとか市民の方に責任が行くというようなことは考えてはございません。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 正直孤独死も孤立死もあってはならないと思っていますし、あってほしくないというのは恐らく各町内会、また地域の皆さん方、特に会長をされている皆さん方の真意ではないかなと思っています。こればかりは、努力はしていたけれども、万が一という場合については、それなりにやっぱり地域の中でいろいろまた検討をしなければいけないことなのかなというふうにも私は思っておりますので、その辺今のお答えを生かしていただきながら進めていただきたいなというふうに思います。

続いてなのですが、第7条のところ、ちょっとこれは確認でもあるのですが、第7条の第2項、4情報の関係で先ほどもちょっと出ておりましたけれども、本人が提供することに同意した事項というところがあるのですけれども、これは何を指しているのかなという部分でちょっと聞かせていただきたいと思うのですが。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 本人同意事項のご質問でございます。こちらにつきましては、住民基本台帳の4情報に加えて本人が提供することに同意した支え合いの活動に必要な情報ということでございますので、緊急通報装置がついているだとか配食サービスを受けている、また緊急連絡先等々、見守る際に必要になる情報、この情報があることによ

て町内会と民生委員さん等と協議をした中で効率的な見守りができるのではないかというふうを考えております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。この辺は本人の同意ということなものですから、支え合いにおいて有効に活用、効果が発揮できるようなことをお願いをしたいなというふうに思っています。

続いてなのですが、第9条のところ、町内会等との情報の共同利用ということなのですが、基本的には各町内会においてこれは支え合い活動を行ったり、また行おうとする団体に限るということでありますけれども、その町内会においてこういった事業を、事業というか取り組みをしているかどうかという確認は、情報提供いただくときはどういうふうにするのかなど。例えば情報の共同利用ですから、社会福祉協議会のほうに情報をいただきたいと行くときには届け出もするわけですが、そういったときには例えば私のところの町内会であれば、町内会としてはこういう事業展開を、強いて言うと支え合いを含めてやっていると、やりますといったことを明確に伝えていって初めて情報の提供を受けることになるのかどうか、この辺の考え方を聞かせていただきたいと思うのですが。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 この件につきましては、町内会の会長さんの実態調査の中でも見守りの活動をされていると、福祉活動をされているという町内会が圧倒的、9割ほどございましたので、大体の町内会で何らかの形で見守りの活動はもう既に行われているというふうに判断しております。また、社会福祉協議会に対して申し出があったときには、やはり口頭でというふうには今のところ想定はしておりますが、どのような形で見守りをされるのか、また情報の管理、名簿という形で情報の提供をしようというふうに考えておりますので、その情報、名簿の管理の体制についてはどのようにされるのかというようなことも含めて、お話をお伺いした中で情報の提供をしていきたいというふうに思っております。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 基本的には申し出ということですので、この情報も含めて活用したいという町内会があれば、社会福祉協議会に届け出をして情報を得ることだというふうに思っておりますので、そういったことを含めて一層努力をしていただきたいと思うのですが、そこで最後に、町内会等との情報の共同利用の第9条の3項とか4項とか5項のところを読んでいくと、どうも私の頭の中で混乱を生じているのですが、第3項では、町内会等は前項の申し出をしようとするときは社会福祉協議会に対し、利用する情報を管理する者（以下「情報管理者」という。）を届け出なければいけない。4では、情報管理者は当該町内会などの構成員であって情報を閲覧させるものとして社会福祉協議

会に届け出た者に対して、その管理する情報を閲覧させることができる。5番目に、前項の規定による閲覧は、情報管理者の立ち会いがなければすることができないという、この情報管理者の立ち会いということはどういうことの場面のことを言われているのかなというところで、この辺の場面を聞かせていただきたいと思いますというのですけれども。

○委員長 小黒 弘君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 9条の3、4、5項についてのご質問でございます。

まず、3項の情報管理者、先ほどもお話ししたとおり名簿という形、紙の媒体で情報の提供を行うことを今のところ予定しておりますので、この名簿の管理をされる方、責任を持って管理をしていただく方について社協のほうに届け出ていただくということでございます。また、4項、閲覧者に対しても町内会に町内会長さん、情報の管理者に名簿をお渡しした場合でも、それであれば町内会の会員さん全てに名簿を見せていいのだろうかというふうなこともございます。こちらの部分については、あくまでも支え合いに必要な部分ということでございますので、閲覧者についても社協に届け出て、そのところの情報の安全管理について徹底を図っていききたいということでございます。また、5項の規定、情報管理者の立ち会いということでございますが、やはりこの名簿の安全管理といった場合には、コピーであるとか写真を撮るだとかということ複製をするだとか、そういったことも考えられなくもないということもございまして、管理者の立ち会いのもとで閲覧をすると。情報管理者の立ち会いのもとで閲覧者が閲覧すると。閲覧者が勝手に名簿を自宅に持ち帰るとか、そういうことがないように常に情報管理者の管理のもとに置いていただきたいというような趣旨でこの規定を設けたところでございます。

○委員長 小黒 弘君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 ちょっと私のほうから補足をさせていただきたいと思っておりますけれども、まずわかりやすくこれを事例としてちょっと考えていただければと思っておりますけれども、まず3項の情報管理者となりますと、これは責任を持って管理される方ですから、やはり町内会においては町内会長さんが一番先に出てくるだろうと思っております。状態によっては副会長さんということもあり得るかもしれませんけれども、通常は町内会長さんということになるだろうと思っております。また、4項のそれを閲覧するもの、情報管理者が閲覧させるもの、これは副会長さんなり福祉部長さんなり、あるいは班の中で見守りをやっているということであれば班長さんである、こういう方がその閲覧を見れますよと。ただ、見れるのですけれども、社協にも届け出をしてくださいということになります。この閲覧に関しては、町内会長さんが責任者であれば、これを閲覧させる例えば福祉部長さん、副会長さんに見せる場合はその管理者、町内会長さんが立ち会いをして見せなければなりませんよと。ですから、そのときには複製ではなくて例えばチェックをするとか、メモをするとか、そういうようなことで見ていただきたいというような流れがこの3項、4項、5項ということになります。

○委員長 小黒 弘君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 済みませんね。親切丁寧に説明いただいたので、大体わかりました。正直私も何となくわかるようでわからない部分あったものですから、今後各町内会でも利用するのであれば利用しやすいようにわかりやすく、各町内会の会長さんでもこれを利用される人方がわかりやすく、見てもわかるような形の仕組みというのかな。そういったこともやはり考えていただきたいなということをお話しして終わりたいと思います。

終わります。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第3号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 砂川市暴力団排除条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 確認の意味も含めて簡単にお伺いしたいなというふうに思うのですが、まず今回の暴排条例の関係では暴力団あるいは暴力団員または暴力団関係事業者、こういったものを排除するというので、市民が安心して生活ができるように努めるというような内容でありまして、市の関係するところによりますと、第6条関係でいけば公共事業等に係る措置といたしまして、市が実施する入札への参加を制限する等の必要な措置を講ずる、あるいは7条関係でいけば公の施設の利用の関係で利用させない、あるいは利用を許可している場合においては、それを取り消したり停止を求めるということになっています。そういったことで、この暴力団あるいは暴力団員ということが明確に把握できていれば、そういったことは可能なのかなというふうに私も思うのですが、第2条の定義のところ、4番目に暴力団員と密接な関係を有する事業者というふうにあるのですけれども、ここの把握というのはなかなかこれちょっと難しいのかなというふうに思うのですけれども、どのように把握されようとしているのかということをもっと最初にお聞きしておきたいと思います。

以上です。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 ただいま第2条の暴力団関係事業者の中で、密接な関係にある事業者をどのように把握するかということでございましたが、密接な関係を有するものというものにつきましては、暴力団または暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属するもの、暴力団員を雇用しているもの、暴力団または暴力団員を不当に利用していると認められるもの、暴力団の維持運営に協力し、または関与していると認められるものなどが暴力団と密接な関係を有するものという定義になっておりまして、これらにつきましてそういう疑いがあった場合につきましては、警察に問い合わせをして確認をしていただくということになります。

○委員長 小黒 弘君 一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 定義等々はやっぱりそのとおりだと思うのです。ただ、知らないで例えば入札に参加させてしまったりだとか公の施設を利用させてしまうということが懸念されるものですから、その辺を暴力団等々と密接な関係がある事業者だよということを知ることが大切だと思うのですけれども、なかなか知ることというのが難しいのかなというふうに思うものですから、その知る方法として現状どのようにお考えですかということをお聞きしたのです。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 あらかじめ知るということは、現行は警察との協議の中では難しいということになっております。ただ、入り口の段階で市に登録するときに確約書をもろう、あるいは個別の契約のときにそういった事実がわかったときは解除するといった条項も入れますし、公の施設につきましても現行のそれぞれ公の施設が持っている条例なり使用の許可の段階でも公共の秩序に反するものについては許可しない、そういうことがわかったときは許可を取り消すということが既に公の施設の中でもうたわれておりまして、もし知らないで許可なりしてしまった場合につきましては、その時点でその事業者に対して疑いがあるということなので、そのものに対して警察に問い合わせをして確認ができた段階で取り消しなりの措置を行うということになります。

○委員長 小黒 弘君 一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 この辺は、非常にちょっと水際での防止というのが望ましいのだけれども、なかなか100%にはならないと思うのですけれども、100%に近づけられるような形で努力していただければなというふうに思いますし、また一市民の立場からしても私個人としても、この条例にのっとったような形で協力していければなというふうに思っております。

続きまして、2点目、これも簡単にお伺いするのですが、ここには市の役割あるいは市民等の役割ということで、それぞれ市も暴力団関係の排除に資すると認められる情報を知ったときは北海道警察に情報を提供すると、また市民も同じく情報を提供するという形になっておりまして、警察への情報提供ということが主に書かれていて、逆に市の市民サー

ビスを提供するに当たり、必要な警察からの逆情報提供ということが全く書かれていないのだけれども、その辺はできないのですか。ということは、私が思い描くには市民生活を安全に営んでいただくために、警察等々のそういった関係機関と市が綿密に連絡をとりながら市民生活を守っていくというのがベストだと思うのだけれども、条例を読ませていただくとそこがちょっと薄いといえますか、警察に協力するだけ協力するのだけれども、警察からの協力ということがないような内容なのです。その辺ってどういうことになっているのですかね。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 確かに入り口の段階で警察のほうからのいろんな情報があれば、こちらとして最初からいろんな体制がとれるかなというところではありますが、先ほど答弁しましたけれども、あらかじめ警察のほうからこの事業者がとか、この者がとかという情報は得られないという状況にあります。ですので、警察との協力関係というのはこれからこの条例に基づきまして具体的にどのような市と警察との役割分担をするかということになってきますけれども、市あるいは市民の役割としましては、そういった疑いのある事業者あるいは者の情報を今以上に警察のほうへ提供することによって、もともと警察のほうでは法律に基づいて規制をしておりますけれども、今回は市あるいは市民、地域一体となって暴力団を排除していこうという動きでございますので、そういった意識づけのもと、警察と協力しながら暴力団を排除していくということでの情報提供になると考えております。

○委員長 小黒 弘君 一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 わかりました。これからのことなので、警察等々とも連携をとっていただければ、今まで以上の市民生活が守られていくのかなと思います。

最後に1点お伺いします。テレビ等々でも取り沙汰されておりましたけれども、北海道ではありませんけれども、飲食店等々が暴力団排除云々と掲げた途端嫌がらせを受けて店が潰されるみたいなものもあったのです。そういった危険性も大きくはらんでくるのかなというふうに思うのですけれども、そういったものを水際で防止といえますか、そうさせないような取り組みというのは考えておられますか。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 具体的にこの活動をすることによって、より積極的にそういった活動をする方が出てきて、その方が暴力団に目をつけられて嫌がらせ等をされるといった状況が砂川で起きた場合には、その方を警察が守るといって警察との協力関係のもとで、警察がその方を守るといことになりますので、その方の身の安全は守っていけるものと考えておりますし、そうならないような暴力追放の運動を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○一ノ瀬弘昭委員 終わります。ありがとうございました。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 第2条の定義のところちょっと教えてほしいのですが、(3)の暴力団員等があるのだけれども、暴力団員等の用語で暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を言う。それで、この暴力団員でなくなった日から5年を経過しないというのは、これは警察情報をどういうふうに判断するのか。彼はいつから暴力団員でなくなったという、5年以上過ぎていけばいいということ、暴力団員ではないということなのか、ちょっとそれを教えてほしいのですが。

○委員長 小黒 弘君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 暴力団対策につきましては、警察が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、いわゆる暴力団対策法に基づきまして規制をしております。その中で、こういったものを暴力団員というふうに、あるいは暴力団というふうに規定するかということ、その中に罰金刑以下に処せられた者の場合5年を経過しない者とか、禁錮以上の者でありますと10年を経過しない者といった暴力団対策法の中で規定がありまして、そういった人がどの程度組織の中にいるかということで暴力団というものを指定しております。そういったものから5年というのが出てきているのですが、そういった組織にいても一定期間暴力団とのかかわりがなくなったということの確実性を求める足がかりとしまして一定期間が必要だということで、この暴対法の5年というところで規定をしておりますが、それが5年たったかたっていないかの確認につきましては警察に確認するという手順になります。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 ここは非常に難しいというか、最近も近くでもありまして、裁判も結審しましたけれども、生活保護の不正受給の問題で暴力団員に関係があるのでないかとか、あるとかないとかというところの判断が結局難しいところなのです。ご承知のとおり、ある程度行政をおどかして生活保護の不正受給をした例が出されていまして、状況を聞きますとかなり市長室まで行っておどかしをしたという状況でも裁判の中で明らかにもなってきたわけなので、そのときにその人が明確な暴力団だったら、それは暴力団なのだけれども、暴力団員等の中に入っていてらしき人とか、はっきりわからないという状況もちょっと最近あったものだから私もここが気になって、まず5年を経過したらいいというふうにするのも、今課長の答弁があったから、一概にそうではないと言われたから理解したのですが、5年経過すればいいというふうにも必ずしもならないのではないかといいうふうにも思ったりして、その辺の情報というか、警察からの情報などもやっぱりきちんとしていく必要があるのではないかと考えたものだから今ご質問させていただいたので、中身はわかりましたので、終わります。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 この砂川市営テニスコート北光コートの廃止ですけれども、これまでも使用していなかったのに、どうするのかということに質疑もさせていただいたような経過があるので、この条例では廃止をするということになった後はどういうふうなことになるのか、何か考えておられることがあるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 廃止後の利用の関係でございます。北光テニスコートについては、公園の中にある施設ということで公園施設になっております。そんなことから、今後の活用の部分につきましては市内部でしっかり検討をしていこうということで考えています。ただ、今現状として海洋センターにつきましては南側の駐車場を利用してございます。ただ、冬期間になると除雪の関係で手狭になるというようなことで大きな大会ですとか、そんなときには利用の部分もうちょっと駐車場が広ければというような要望もございしますので、その部分も含めてしっかりこれからも検討をしてみたいということで考えてございます。

○委員長 小黒 弘君 土田政己委員。

○土田政己委員 私も駐車場をともしっかりしたのですが、ただフェンスとかいろんなものがあるものですから、そういうのはきちっと撤去をするのか、さらに言えば低いですよ、かなり。ですから、本当は土を盛って平らになれば今次長が言われたように駐車場としても大いに活用できるものですから、ただ放置をしておかないでぜひ有効に活用していただきたいというふうに、内部で検討すると言われましたからそれ以上は聞きませんが、やはりあの土地を今言われたような方法も含めて検討していただきたいなと思います。

終わります。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

それでは、10ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に進みます。12ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、14ページです。第8款土木費、第2項道路橋梁費、ご質疑ありませんか。

多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 気象庁データ使用料に係ることで質問をさせていただきます。

何となく節電の関係でという話もちらっと聞いたりしているわけなのですが、ちょっと具体的なお話を聞かせていただければなと思って、この使用料を使いたいというふうに至った経緯と、このデータを使うことによる効果を教えていただければと思います。

○委員長 小黒 弘君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 北2丁目のロードヒーティングにつきましては、この気象庁のデータを使う前に4要素と申しまして、積雪、路面がぬれているかぬれていないか、路面温度、外気温、この4つで操作するものでございまして、主に降雪、それと路面がぬれているかというようなときであればロードヒーティングは入るというようなことで、プラス1度からプラス5度の間で運転する、それ以外につきましてはプラス1度で運転すると、そういうようなシステムでございます。今回入れさせていただきたいというふうに上げております気象庁のデータを使うことによって、この1度で管理する余熱モードをもう少し細かく低い温度にできないかというようなことで気象庁のデータの降水確率、これを4段階に分けましてプラス1度からマイナス5度の範囲に管理させていただきというようなことで、これにつきましては大手の三菱電機さんのほうで試算しているのですが、使いますことによって、電気屋さんの試算ですけれども、電気の量、お金ではございません。量につきましては約27%、料金、お金のほうにつきましては約17%の節電ができるものでな

いかなというふうに試算が出ております。これは試算でございますので、実際運転してみなければちょっとわからないという部分ございますが、そのことをもちまして今回につきましては大体100万ぐらいの電気料の差が出るだろうと。ただし、今回予算計上させていただきました32万9,000円、これが差し引きますので、その差額につきましては約70万円ぐらいの経費の節減につながるのではないかと、このようなふうに考えているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 市民一人一人にちょっと節電を求められている中で、やるやらないという議論も多少あるのですけれども、やるということが100%であれば、それに対する節電または節約という意味でこれぐらいの効果があるというふうな認識でよろしいでしょうか。

○委員長 小黒 弘君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 こちらの今の試算につきましては、あくまでも試算ですけれども、これに近い形が出るものだというふうに試算しているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言ありませんか。土木費についての他にご発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、16ページです。第10款教育費、第4項社会教育費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、18ページ、第12款諸支出金、第2項特別会計繰出金、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、続いて歳入に入ります。8ページについてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

散会宣告

○委員長 小黒 弘君 以上で本委員会に付託されました議案第3号から第5号まで、第1号及び第2号の各議案の審査を全て終了いたしました。

これで予算審査特別委員会を散会します。

散会 午後 2時32分

委 員 長